



第4回高梁市議会(定例)議案目録

議案番号	件名	結果	頁
報告第 1号	令和3年度高梁市繰越明許費繰越計算書について		3
報告第 2号	令和3年度高梁市事故繰越し繰越計算書について		9
報告第 3号	令和3年度高梁市下水道事業特別会計予算繰越計算書について		13
報告第 4号	令和3年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計予算繰越計算書について		17
議案第56号	専決処分の承認を求めることについて		19
議案第57号	高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例		51
議案第58号	高梁市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例		53
議案第59号	高梁市営地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例		57
議案第60号	高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例		59
議案第61号	高梁市愛辰こども基金条例		61
議案第62号	高梁市土地開発公社の解散について		63
議案第63号	財産の取得に関し議会の議決を求めることについて		65
議案第64号	令和4年度高梁市一般会計補正予算(第2号)		71

令和3年度高梁市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので報告する。

令和4年6月9日提出

高梁市長 近藤隆則

令和3年度高梁市繰越明許費繰越計算書

高梁市一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
02	総務費	01 総務管理費	地域 I T 推進事業	55,000,000	55,000,000			55,000,000		
02	総務費	01 総務管理費	防災マップ啓発事業	2,100,000	2,100,000	1,082,000	1,018,000			
02	総務費	01 総務管理費	収納処理システム改修事業	1,485,000	1,485,000					1,485,000
02	総務費	01 総務管理費	有漢地域局管理事業	5,000,000	5,000,000					5,000,000
02	総務費	01 総務管理費	成羽地域局管理事業	13,620,000	13,620,000	720,000		12,900,000		
02	総務費	01 総務管理費	定住促進対策事業	24,277,000	20,790,000					20,790,000
02	総務費	03 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム改修事業	4,092,000	3,575,000		3,575,000			
03	民生費	01 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別支援事業	611,156,000	373,832,000		373,832,000			
06	農林水産業費	01 農業費	単市土地改良事業	4,400,000	4,400,000			1,700,000	230,000	2,470,000
07	商工費	01 商工費	地域経済循環創造事業	25,000,000	25,000,000		16,000,000			9,000,000
07	商工費	01 商工費	観光施設維持管理事業	2,400,000	2,400,000			2,400,000		
08	土木費	02 道路橋梁費	岡山自動車道付加車線設置推進事業	76,290,000	75,550,000				75,550,000	
08	土木費	02 道路橋梁費	市道改良事業	367,234,000	354,469,000	2,462,000	69,788,000	278,100,000		4,119,000
			過疎対策道路改良事業	114,425,000	111,825,000			111,800,000		25,000
			辺地対策道路改良事業	57,250,000	55,056,000	1,000		55,000,000		55,000
			合併特例道路改良事業	47,475,000	47,475,000	2,375,000		45,100,000		
			地方創生道整備推進交付金道路改良事業	118,446,000	113,826,000	86,000	57,808,000	55,900,000		32,000
			道路改築事業	25,638,000	22,287,000		11,980,000	10,300,000		7,000
			単市道路改良事業	4,000,000	4,000,000					4,000,000

4

08 土木費	02 道路橋梁費	市道防災安全事業	256,767,000	250,567,000		147,903,000		101,600,000		1,064,000
		内 橋梁等長寿命化修繕事業	87,368,000	81,768,000		48,435,000		32,300,000		1,033,000
		訳 法面長寿命化修繕事業	169,399,000	168,799,000		99,468,000		69,300,000		31,000
08 土木費	02 道路橋梁費	緊急自然災害防止対策事業	53,942,000	36,710,000				36,400,000		310,000
08 土木費	03 河川費	河川管理事業	1,661,000	1,661,000						1,661,000
08 土木費	03 河川費	緊急浚渫推進事業	105,959,000	61,679,000				61,600,000		79,000
08 土木費	04 都市計画費	宅地耐震化推進事業	5,800,000	5,800,000		2,900,000				2,900,000
08 土木費	05 住宅費	市営住宅ストック改善事業	4,000,000	4,000,000						4,000,000
08 土木費	05 住宅費	地域優良賃貸住宅整備事業	35,265,000	35,265,000		9,657,000		25,600,000		8,000
09 消防費	01 消防費	消防施設整備事業	123,335,000	123,235,000	4,190,000			117,100,000		1,945,000
10 教育費	02 小学校費	有漢西小学校閉校記念誌作成事業	1,000,000	1,000,000						1,000,000
10 教育費	02 小学校費	学校保健特別対策事業	13,050,000	13,050,000		13,025,000				25,000
10 教育費	02 小学校費	義務教育施設整備事業	9,050,000	9,050,000		3,036,000		6,000,000		14,000
10 教育費	03 中学校費	学校保健特別対策事業	5,400,000	5,400,000		5,400,000				
10 教育費	04 高等学校費	学校保健特別対策事業	3,600,000	3,600,000		3,600,000				
10 教育費	06 社会教育費	図書館システム整備事業	35,792,000	35,792,000		30,000,000				5,792,000
11 災害復旧費	01 農林施設 災害復旧費	農林施設災害復旧事業	226,200,000	222,822,000			143,022,000	11,500,000	5,284,000	63,016,000
11 災害復旧費	02 土木施設 災害復旧費	土木施設災害復旧事業	417,147,000	325,999,000		183,212,000		125,100,000		17,687,000

高梁市介護保険特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
02	サービス費	03 老人保健施設事業費	ひだまり苑施設整備事業	1,210,000	1,210,000	610,000			600,000	

高梁市地域開発事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
02	宅地造成費	01 造成事業費	分譲宅地造成事業	29,250,000	26,071,000				26,071,000	
03	工業団地造成事業費	01 造成事業費	有漢工業団地造成事業	7,764,000	7,764,000	7,764,000				

(参考)

## 地方自治法施行令（抜すい）

（繰越明許費）

### 第146条 略

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略





令和3年度高梁市事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので報告する。

令和4年6月9日提出

高梁市長 近藤隆則

令和3年度高梁市事故繰越し繰越計算書

高梁市一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					説明	
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源					一般財源
									国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
11 災害復旧費	02 土木施設 災害復旧費	土木施設災害復旧事業	429,882,000	344,429,000	85,453,000		74,222,000		66,577,000		7,600,000		45,000	平成30年7月豪雨以降の労働需要の急増から人員を確保できず工期が遅れが生じ、年度内完了が困難となったため。

(参考)

## 地方自治法施行令（抜すい）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条 略

2 略

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

## 地方自治法（抜すい）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条 略

2 略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。



令和3年度高梁市下水道事業特別会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので報告する。

令和4年6月9日提出

高梁市長 近藤隆則



(参考)

## 地方公営企業法（抜すい）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。





令和3年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計予算繰越計算書について  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり繰越計算書を調製したので報告する。

令和4年6月9日提出

高梁市長 近藤隆則

令和3年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明			
						企業債	当年度損益勘定 留保資金						
			円	円	円	円	円	円	円				
1	資本的支出	1	建設改良費	1	工事請負費	14,072,000	5,370,200	8,701,000	8,700,000	1,000	800	0	空調機器、放射線遮蔽ガラス等の工事材料の納入に不測の期間を要したため。
合 計			14,072,000	5,370,200	8,701,000	8,700,000	1,000	800	0				

## 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月9日提出

高梁市長 近藤隆則

番号	件名	頁
専決第4号	高梁市税条例等の一部を改正する条例	21
専決第5号	高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	47



高梁市税条例等の一部を改正する条例

高梁市税条例等の一部を次のとおり改正するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和4年3月31日専決

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第15号

(令和4年3月31日制定)

高梁市税条例等の一部を改正する条例

(高梁市税条例の一部改正)

第1条 高梁市税条例(平成16年高梁市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項及び第3項中「附記」を「付記」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「であって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「第60項」を「第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による

措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10条の3第9項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止

改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。



附則第22条の2第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第23条の3第2項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附則第27条を削除する。

（高梁市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 高梁市税条例等の一部を改正する条例（令和3年高梁市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、高梁市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第3項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則（令和4年高梁市条例第15号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中高梁市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第27条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年

1月1日

(2) 第1条中高梁市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（高梁市税条例等の一部を改正する条例（令和3年高梁市条例第25号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中高梁市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の高梁市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の高梁市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の高梁市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支

払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の高梁市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の高梁市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の高梁市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(参考)

高梁市税条例新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の<u>手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>2 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>

5 略

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当

書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

### 3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を

等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

### 3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を

有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 略

第36条の3 略

有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 略

第36条の3 略

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 略

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるも

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 略

(1) 略

(2)・(3) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるも



のを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 特定配偶者の氏名

(3)・(4) 略

2～5 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～8 略

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民

のを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2)・(3) 略

2～5 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～8 略

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民

税の申告については、第1項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

(固定資産台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

2 略

税の申告については、第1項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

(固定資産台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 略

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 略

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略



14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

16・17 略

第10条の3 略

2～8 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

14 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

16・17 略

第10条の3 略

2～8 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

## 10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

## 12・13 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価

## 10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

## 12・13 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価

格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

## 2～5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

## 第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

## 2～5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

## 第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定

## 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

## 第17条の2 略

## 2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

## 第20条の2 略

の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

## 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

## 第17条の2 略

## 2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

## 第20条の2 略



## 2・3 略

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

## 5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

## 第20条の3 略

## 2・3 略

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

## 2・3 略

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

## 5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

## 第20条の3 略

## 2・3 略

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下こ

## 5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2

の項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

## 5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の

の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第22条の2 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合

実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第22条の2 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

## 2・3 略

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

### 第23条の3 略

- 2 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

## 2・3 略

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

### 第23条の3 略

- 2 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第27条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(参考)

高梁市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>第1条 高梁市税条例（平成16年高梁市条例第45号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者</u>」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新条例第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>第1条 高梁市税条例（平成16年高梁市条例第45号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 新条例の規定中<u>個人の市民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>



高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和4年3月31日専決

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第16号

(令和4年3月31日制定)

高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険税条例(平成16年高梁市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第6項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則 (令和4年高梁市条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の高梁市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参考)

高梁市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合計額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合計額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納</p>



付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) 略

2 略

附 則

1～5 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

7～18 略

付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) 略

2 略

附 則

1～5 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

7～18 略



高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 9 日 提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 4 年 月 日制定)

高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成 28 年高梁市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、「2 年」を「3 年」に改める。

附 則（令和 4 年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

提 案 理 由

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この特例は、地域再生法省令第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して固定資産税を課する場合に対して適用する。</p>	<p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この特例は、地域再生法省令第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して固定資産税を課する場合に対して適用する。</p>

高梁市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月9日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営特定公共賃貸住宅条例（平成16年高梁市条例第264号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 同居親族等 施行規則第1条第1号に規定するものをいう。

第6条第1項第1号中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第25条において同じ。）」を「同居親族等」に改め、同項第3号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第9条中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第25条中「親族」を「同居親族等」に改める。

第26条第1項中「同居の親族」を「同居者」に改め、同条第2項中「親族」を「同居者」に改める。

附 則（令和4年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 提 案 理 由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市営特定公共賃貸住宅条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。)第1条第4号に規定する所得をいう。</p> <p>(4) <u>同居親族等</u> <u>施行規則第1条第1号に規定するものをいう。</u></p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 特定住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 所得が市長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、<u>同居親族等</u>がある者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) その者又は同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。)第1条第3号に規定する所得をいう。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 特定住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 所得が市長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、<u>現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第25条において同じ。)</u>がある者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者</p>

## 2 略

(入居者の選定の特例)

第9条 市長は、同居親族等が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で市長が定めるものについては、施行規則第29条の規定により入居者を選定することができる。

(同居の承認)

第25条 特定住宅の入居者は、当該特定住宅への入居の際に同居を認められた同居親族等以外の同居親族等を同居させようとするときは、その同居について別に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により新たに同居させようとする同居親族等が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第26条 特定住宅の入居者が同居者を残して死亡し、又は退去した場合において、引き続き当該特定住宅に居住を希望する当該同居者は、入居の承継について別に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により引き続き居住することを希望する同居者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

## 2 略

(入居者の選定の特例)

第9条 市長は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で市長が定めるものについては、施行規則第29条の規定により入居者を選定することができる。

(同居の承認)

第25条 特定住宅の入居者は、当該特定住宅への入居の際に同居を認められた親族以外の親族を同居させようとするときは、その同居について別に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により新たに同居させようとする親族が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第26条 特定住宅の入居者が同居の親族を残して死亡し、又は退去した場合において、引き続き当該特定住宅に居住を希望する当該同居の親族は、入居の承継について別に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により引き続き居住することを希望する親族が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。



高梁市営地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月9日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市営地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営地域優良賃貸住宅条例（平成22年高梁市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。）第1条第1号に規定するものをいう。

第4条第1項第1号中「同居者」を「同居親族等」に改め、同項第2号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。）第26条第1号から第4号」を「施行規則第26条第1号から第5号」に改め、同項第3号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

附 則（令和4年高梁市条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

提 案 理 由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市営地域優良賃貸住宅条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。)第1条第1号に規定するものをいう。</u></p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 地域優良賃貸住宅に入居できる者は、次の各号の要件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>同居親族等に18歳未満の者がいる者</u></p> <p>(2) <u>施行規則第26条第1号から第5号までに規定する入居者資格を満たしている者</u></p> <p>(3) その者又は同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 地域優良賃貸住宅に入居できる者は、次の各号の要件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>同居者に18歳未満の者がいる者</u></p> <p>(2) <u>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。)第26条第1号から第4号までに規定する入居者資格を満たしている者</u></p> <p>(3) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者</p> <p>2 略</p>

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月9日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年高梁市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「同法第59条第1項に規定する」を削る。

附 則（令和4年高梁市条例第 号）

この条例は、令和4年9月1日から施行する。

提 案 理 由

宗教法人法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(許可の基準)</p> <p>第11条 市長は、法第10条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地等の設置が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地等が次条から第18条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宗教法人であって、宗教法人法第5条第1項に規定する主たる事務所又は従たる事務所を市内に有するものが墓地等を設置したものであって、次のいずれにも該当するとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第11条 市長は、法第10条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地等の設置が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地等が次条から第18条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宗教法人であって、宗教法人法第5条第1項に規定する主たる事務所又は同法第59条第1項に規定する従たる事務所を市内に有するものが墓地等を設置したものであって、次のいずれにも該当するとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

高梁市愛辰こども基金条例

高梁市愛辰こども基金条例を次のとおり制定する。

令和4年6月9日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市愛辰こども基金条例

(設置)

第1条 高梁市の子どもたちの成長と発達を応援するとともに、困難を抱えた子どもたちの健全な育成と自立を支援するため、高梁市<sup>あいしん</sup>愛辰こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、高梁市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又は基金に繰入れをすることができる。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

寄附目的に応じた基金を設置するため。

高梁市土地開発公社の解散について

高梁市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

令和4年5月10日開催の高梁市土地開発公社理事会の議決に基づき、高梁市土地開発公社を解散するため。

(参考)

## 公有地の拡大の推進に関する法律（抜すい）

(解散)

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 略



財産の取得に関し議会の議決を求めることについて

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 1 取得地

所在地	地目	面積（㎡）
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	公衆用道路	
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	宅地	
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	用悪水路	
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	雑種地	
高梁市高倉町田井	公衆用道路	
高梁市高倉町田井	公衆用道路	
高梁市高倉町田井	用悪水路	
高梁市高倉町田井	公衆用道路	
高梁市高倉町田井	田	

高梁市高倉町田井	公衆用道路	
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	田	
高梁市高倉町田井	用悪水路	
計		14,406.79

2 取得の相手方

3 取得の金額

21,149,965円

4 取得の目的

秋町残土処分場用地を取得するもの。

令和4年6月9日提出

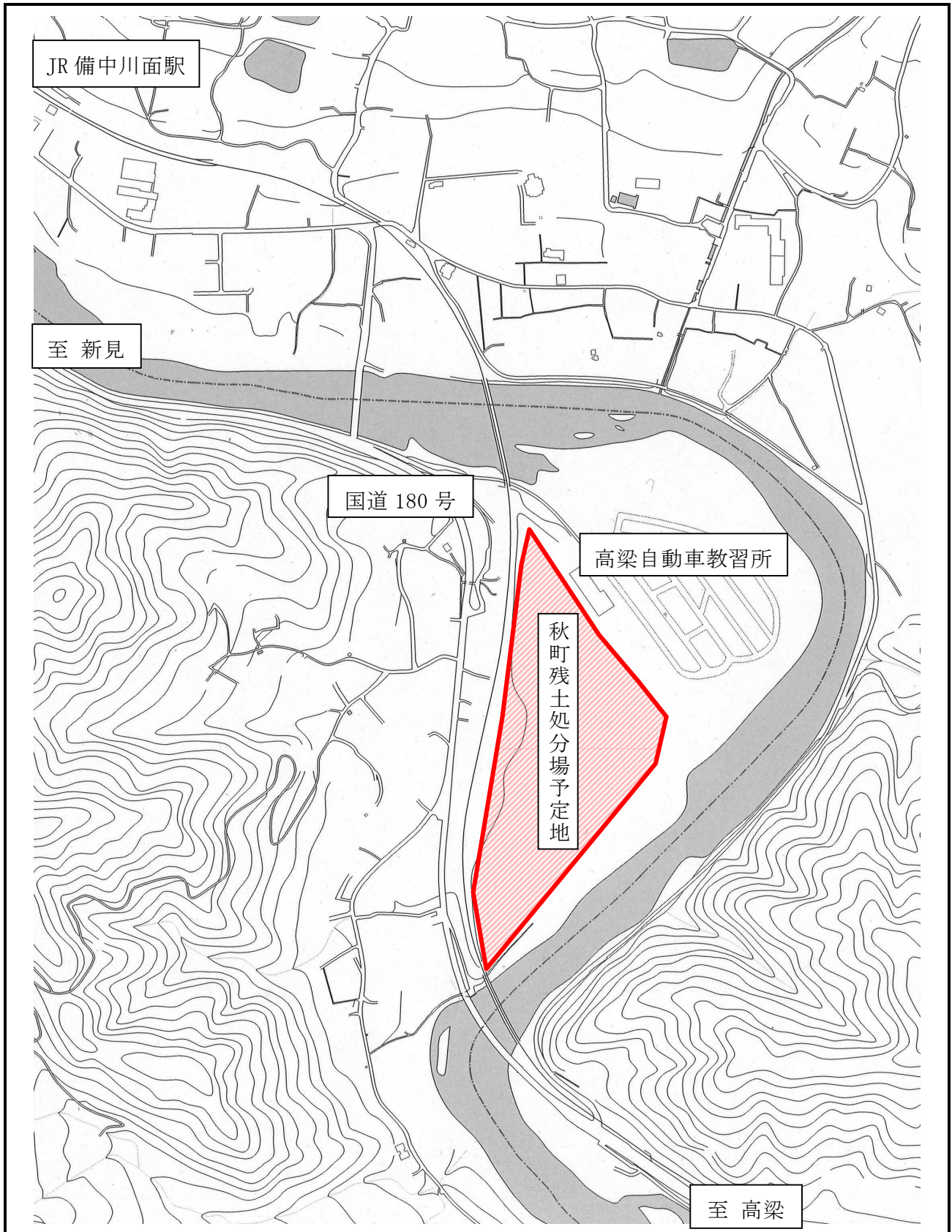
高梁市長 近藤隆則

提案理由

秋町残土処分場用地を取得するため。

(参考)

# 位置図



(参考)

## 秋町残土処分場拡大図

取得面積：14,406.79 m<sup>2</sup>  
取得筆数：24筆

**【参考】**

全体面積：73,298.64 m<sup>2</sup>  
全体筆数：171筆

(参考)

## 地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 不動産を信託すること。

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9)～(15) 略

2 略

## 高梁市の議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



令和4年度高梁市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度高梁市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 133,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,482,040千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月9日 提出

高梁市長 近藤 隆 則

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	3,017,103	133,800	3,150,903
	2 国庫補助金	1,539,850	133,800	1,673,650
	歳 入 合 計	25,348,240	133,800	25,482,040

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,736,852	2,400	3,739,252
	1 総務管理費	3,311,420	2,400	3,313,820
3	民生費	6,276,033	1,850	6,277,883
	1 社会福祉費	3,834,091	1,850	3,835,941
6	農林水産業費	864,329	7,000	871,329
	1 農業費	744,479	7,000	751,479
7	商工費	503,986	114,250	618,236
	1 商工費	503,986	114,250	618,236
10	教育費	2,607,288	8,300	2,615,588
	7 保健体育費	465,993	8,300	474,293
	歳 出 合 計	25,348,240	133,800	25,482,040









2 歳 入

16款 国庫支出金

133,800千円

2項 国庫補助金

133,800千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費国庫補助金	千円 443,056	千円 132,567	千円 575,623
3 民生費国庫補助金	247,649	1,233	248,882
計	1,539,850	133,800	1,673,650

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 132,567	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 132,567
1 社会福祉総務費補助金	1,233	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1,233

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

2,400千円

##### 1 項 総務管理費

2,400千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 950,091	千円 2,400	千円 952,491	千円 2,400 国庫支出金 2,400	千円	千円	千円
計	3,311,420	2,400	3,313,820	2,400	0	0	0

#### 3 款 民生費

1,850千円

##### 1 項 社会福祉費

1,850千円

1 社会福祉総務費	1,640,316	1,850	1,642,166	1,850 国庫支出金 1,850			
計	3,834,091	1,850	3,835,941	1,850	0	0	0

#### 6 款 農林水産業費

7,000千円

##### 1 項 農業費

7,000千円

3 農業振興費	309,013	7,000	316,013	7,000 国庫支出金 7,000			
計	744,479	7,000	751,479	7,000	0	0	0

#### 7 款 商工費

114,250千円

##### 1 項 商工費

114,250千円

2 商工振興費	94,555	114,250	208,805	114,250			
---------	--------	---------	---------	---------	--	--	--

節		説	明
区 分	金 額		
23 償還金利子及び割引料	千円 2,400	商品券償還金	千円 2,400

11 需用費	910	消耗品費	87
		食糧費	589
		光熱水費	234
14 使用料及び賃借料	440	施設使用料	440
18 備品購入費	500	施設用備品購入費	500

19 負担金補助及び交付金	7,000	農業者等コロナ対策応援事業補助金	7,000

11 需用費	740	消耗品費	140
--------	-----	------	-----

2 款 総務費      3 款 民生費      6 款 農林水産業費      7 款 商工費

7款 商工費  
1項 商工費

114,250千円

114,250千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				国庫支出金 114,250			
計	503,986	114,250	618,236	114,250	0	0	0

10款 教育費  
7項 保健体育費

8,300千円

8,300千円

3 学校給食費	277,391	8,300	285,691	8,300			
				国庫支出金 8,300			
計	465,993	8,300	474,293	8,300	0	0	0



節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	印刷製本費	千円 600
12 役務費	6,160	通信運搬費	6,160
19 負担金補助及 び交付金	21,850	専門家派遣事業補助金	850
		中小企業等特定事業継続支援金	21,000
23 償還金利子及 び割引料	85,500	商品券償還金	85,500

19 負担金補助及 び交付金	8,300	食材費補助金	8,300